

令和3年9月30日

学 生 各 位

理事（教学担当）中村 和彦

2021年度後期授業の実施方針について（改訂）

2021年度の後期授業の実施方針については9月13日付けでCNS掲示板等において通知したところですが、教職員及び学生の新型コロナワクチン接種も進み、また、国内においても全ての都道府県の緊急事態宣言等の措置が解除されることも踏まえ、後期授業については、対面での通常授業を可能とします。またそれに伴い、各教室の定員を通常定員に戻すこととします。

ただし、変異株の存在等、完全に新型コロナウイルス感染症が収束した状況ではないことから、本通知と同時に改訂した「2021年度後期における授業実施方針について（改訂版）」における【新しい生活様式の実践】等に沿って、対面授業等を受講してください。

各授業の実施については、授業担当教員から指示があると思いますので、その指示に従ってください。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底と協力をお願いいたします。
なお、今後も学内及び学外での感染状況を踏まえた上で、授業の実施方針について変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

2021年度後期における授業実施方針について(学生向け)改訂版 (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全部を考慮し、2021年度後期における授業等は原則として以下のように実施します。

I.【新しい生活様式の実践】

1. 一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 人との間隔は、できるだけ空ける。
- (2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- (3) 外出時や屋内でも会話をするとき、マスクを着用。
- (4) 自宅に帰ったらまず手や顔を洗う。
- (5) 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- (6) 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可。
- (7) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

2. 日常生活を営む上での基本的生活様式

- (1) まめに手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底。
- (2) こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)。
- (3) 身体的距離の確保。
- (4) 「3密」の回避(密集、密接、密閉)。
- (5) 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行。
- (6) 毎朝の体温測定(37.0度未満)、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。
- (7) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も推奨。
- (8) 地域の感染状況に注意する。

3. その他

- (1) 大学Webサイト・CNS・TV・新聞・SNS等を毎日複数回確認し、常に最新情報を得た上で、山梨大学生として適切に行動すること。フェイクニュースに十分注意すること。

II.【授業実施に係る基本方針】

1. 10月4日から後期授業開始とする。
2. 後期授業については対面での通常授業を可能とする。またそれに伴い、各教室の定員を通常定員に戻すこととする。なお、対面授業とオンライン授業が併用される場合もあるため、各授業の実施方法については授業担当教員の指示を確認すること。
3. 感染状況が悪化した場合、講義科目等はすべて原則「オンライン授業」とする。

III.【講義等の受講に係る方針】

1. 体調が悪いときには決して登学しないこと。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること。新型コロナウイルス感染が理由の場合にはインフルエンザ

などと同じく公欠扱いとする。

2. これまで経験したことのない事態に対処するため、円滑な授業実施に向けて積極的に協力すること。知の拠点としての大学の質を高める行動を求む。
3. シラバスに記載した到達目標を達成できるように主体的に学ぶこと。また、教員から課される事前・事後の学修課題に適切に取り組むこと。
4. 達成度評価において決して不正行為を行わないこと。不正行為には厳正に対処する。
5. 9月28日（後期履修申告期間終了）以降、各科目の授業実施方針について授業担当教員から指示がある。CNSの掲示に注意すること。
6. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内のWi-Fi環境や24時間オープン端末室を利用して受講すること。教室での受講は感染リスクが高いことを認識し、前述I.【新しい生活様式】に厳密に従うこと。
7. オンライン授業を学内Wi-Fi接続で受講する場合、当該授業の正規の実施時間・教室で受講することも可能とする（但し、諸般の事情により、教室を移動してもらうこともあり得る）。この際、感染を抑制する観点から講義室内への食べ物の持ち込みは禁止とし、飲料についてはペットボトルやタンブラー等のふた付きのもののみ持ち込むことを可能とする。
8. 著作権について十分に配慮すること。講義動画の録画や学生間・インターネット上の共有を決して行わないこと。
9. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、冬季及び春季休業期間や休日を利用して授業をおこなうなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育で代替されることがある。

IV.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 実施する学部・研究科の実情に応じて様々な工夫を凝らし、前述I.【新しい生活様式】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で細心の注意を払って実施することとなる。自分自身、他の学生、授業担当教員の生命と安全の確保を最優先して行動すること。
2. 感染状況が悪化した場合、一か所に集まって実験等の授業を実施できなくなることもあり得る。この場合の措置については授業担当教員の指示を仰ぐこと。

V.【その他】

1. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施される場合がある。その場合には、授業担当教員の責任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的におこなうこととなっている。
2. 新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴い、本方針を見直す場合があり得る。